

新型コロナウイルス感染症の診断を受けられた方へ

医療機関において、新型コロナウイルス感染症と診断を受けた方は、感染を広げないために一定期間、自宅や宿泊施設などで療養を行っていただきます。

令和4年9月26日から陽性者の全数届出が見直され、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、医療機関から発生届が提出されるのは、以下①～④のいずれかに該当する場合があります。

- ①65歳以上の者、②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦

発生届が提出された場合は、順次埼玉県(感染症対策課)からショートメールが2通送られます。このショートメールを必ずご確認ください、必要な事項の入力をお願いいたします。

療養期間や留意事項は下記及びショートメールでお知らせしているとおりです。発生届の情報から、必要に応じて保健所等からお電話を差し上げる場合があります。

また、今回の見直しに伴い、発生届の対象にならない方は、別途案内を参考に「陽性者登録窓口」にご自身でご登録くださいますようお願いいたします。発生届の対象にならない場合も療養期間や留意事項は以下の内容を参考にしてください。

《療養期間について》

▶ 療養期間は、発症日を0日として7日目までとなります。

翌8日目に外出が可能になります。 *あなたの療養終了予定日 月 日

※体調の悪化により入院治療適応となった場合や高齢者施設に入所している場合は、従来どおり(10日間)の療養期間が適応されます。

なお、無症状の方で検査日から継続して症状がない方も、原則、検査日を0日として7日目までとなります。

▶ 療養期間の延長が必要な場合には、健康観察実施機関の担当者からご連絡いたします。

《御自宅での過ごし方 ～感染をひろげないために～》

1. できるだけ部屋を分けて過ごしましょう。
2. 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にしましょう。
3. 感染者・同居者はどちらも正しくマスクをつけましょう。
4. 感染者・同居者は、こまめに手をあらいましょう。
5. こまめに換気をしましょう。
6. 手がよく触れる共用部分を掃除、消毒しましょう。(ドアノブ、手すり、テーブル等)
7. タオルや衣類は共用を避け、汚れた物は洗濯しましょう。
8. 鼻をかんだティッシュペーパー等のゴミは密閉して捨てましょう。

《濃厚接触者について》

*ご家族の方へのお願いです。

*発症2日前からが感染可能な期間になります。同居のご家族は基本的に濃厚接触者となりますので、感染した方との最終接触日(感染しないよう注意し始めた日)から5日間の外出自粛と健康観察をお願いいたします。

*健康観察期間中に症状が出た際は、濃厚接触者である旨を伝え、受診の予約をしてください。



＜発生届対象者の問い合わせ先＞

○埼玉県庁感染症対策課新型コロナ感染者総合窓口 TEL:0570-002-289 (平日9~21時)

○埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
TEL:0570-783-770 (24時間年中無休)

○療養証明書に関すること:埼玉県庁新型コロナ療養証明書窓口 TEL:0570-033-005

※発生届対象外の方については、別途案内等を参考に問い合わせ先をご確認ください。